

調剤過誤対応マニュアル

第1版 2016年7月

加古川中央市民病院

1. 目的

調剤過誤により医師の意図しない薬剤を患者が服用した場合など、重篤な有害事象の発生や、今後の治療に影響を及ぼす可能性がある。従ってこのような過誤があった場合は、発見後すみやかに保険薬局から報告を受け、病院から必要な指示を行うことにより、患者への健康被害を最小限にすることを目的とする。

2. 窓口

(1) 薬剤部

(2) 受付時間: 8:30~19:00

(但し、急を要する場合はこの限りではない。)

薬剤部

FAX 番号: 079-451-8662

TEL: 079-451-5500(代表)

3. 保険薬局から報告を求める調剤過誤等

保険薬局において、1)院外処方箋の記載内容と異なる薬剤を患者に交付し、患者が当該薬剤を服用した場合、2)明らかな過量投与、併用禁忌、重複投与等があり、本来は疑義照会すべきところを怠って、患者が該当薬剤を服用した場合は、副作用等の発生に関わらず、報告(原則 FAX)する。

(1) 過誤内容を調剤過誤報告書(様式2)に記載し、FAXにて薬剤部へ送信する。

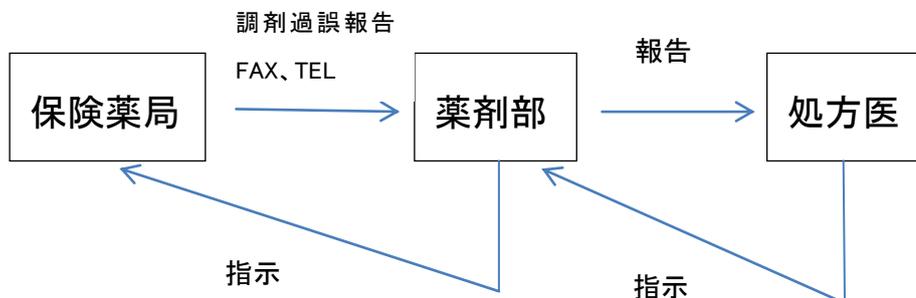
患者の個人情報が誤って外部に漏れない様に「ID番号」と「生年月日」を記載する。

FAX送信後にFAXを送信した旨を薬剤部に電話連絡する。

(2) 薬剤部は、報告を受け付けた後、4.に従い対応策を協議する。

(3) 薬剤部から保険薬局へFAXにて指示等を伝達する。

(4) 保険薬局は事後対応を文書にして病院へ報告する。



4. 調剤過誤の報告を受けた薬剤部の対応

(1) 重篤な有害事象が発生し、受診が必要又はその判断が困難な場合

1-1. 処方医に報告を行い、指示を仰ぐ

1-2. 処方医が不在の場合、診療科部長、診療部長に報告を行い、指示を仰ぐ

1-3. 夜間・休日は当直医師に指示を仰ぐ

(2) 経過観察で良い場合

主治医に報告、不在時・夜間・休日は事後報告する。

※薬剤部は状況判断により臨機応変に対応する。

※最終的には処方医に必ず報告が行くようにする。

5. 医療安全管理委員会等への報告

調剤過誤により、副作用の発現等の身体への影響があった場合は、医療安全管理委員会並びに播磨薬剤師会へ薬剤部が報告する。

備考 第1版作成:平成28年7月作成

(様式 2)

調剤過誤報告書

報告年月日: 年 月 日

加古川中央市民病院薬剤部 御中

保険薬局名
管理薬剤師名
TEL 番号
FAX 番号

患者 ID 番号		処方せん発行日	年 月 日
患者生年月日		外来診療科	
調剤過誤の内容			
発見の経緯			
患者の状態			
対応措置の状況			

指示等

指示等年月日	年 月 日	受付者	
措置			

【注意事項】

- ・調剤過誤は必ず(様式 2)を用いて FAX でお願いします
尚、FAX 送信後は FAX を送信した旨を薬剤部へ電話連絡してください
- ・薬剤部 FAX:079-451-8662 薬剤部 TEL:079-451-5500(代表)